

【部会名】源泉部会

【タイトル】第35回通常総会

並びに創立35周年記念式典・記念講演会

【日時】平成21年5月21日(木) PM4:30~8:00

【場所】アンフェリシオン

【演題】「源泉所得税のはなし」

【講師】江東東税署の舩富副署長

【概要】

総会では平成20年度の事業報告・収支決算並びに、平成21年度の事業計画案・収支予算案が原案通り可決承認された。



この後に役員改選があり
現役員は全員留任、新幹事に佐藤氏が加わった。

総会の後、江東東税署の舩富副署長による創立35周年記念講演「源泉所得税のはなし」があり、

引き続き行われた記念式典では中島部会長から「先輩の皆様が築きあげた良き伝統を継承しつつ、時代に即した部会活動を展開して、より一層の発展に努力してまいります。」との式辞があった。



この後は第4部記念祝賀会に移り、楽しく和やかな懇親会となった。

【講演抜粋】

、源泉徴収の豆知識



(1) 源泉徴収事始め

明治32年に公社債の利子について導入した

昭和15年、給与・配当についても導入(戦費調達の為)

昭和22年に年末調整制度が始まる。

(2) 納付額が不足した場合、税務署は源泉徴収

義務者から徴収。本人から直接に徴収できない。

(3) 宗教法人と源泉所得税

公益法人なので、収益事業をしていなければ課税なし。

・イ、賽銭・お布施・祈祷料は課税の対象にならない。

ロ、消費税も喜捨金是对価性がないから、課税対象外。

神主・住職がお下がりを頂いている場合は、源泉徴収。



、経済的利益（フリンジベネフィット）の取り扱い・・・給与に付加して与える給与以外の給付で、（通常支払うべき価格とその対価との）差額がこれにあたる場合が多い。

所得税法では、付加的給与は原則課税。

（所得税基本）通達で課税しない経済的利益を定めている。

社会通念上、相当な金額とは、儀礼的なもの・各個人への利益の帰属が不明確なもの・利益の額が少額なもの

フリンジベネフィットが与えられない会社では、不公平になる。その典型が社宅で、豪華社宅については平成7年に課税の通達が設けられた。

、平成6年所得税定率減税実施までの舞台裏

当時は細川連立政権で、平成3年にバブルが崩壊していた。

景気刺激の為に減税が検討されたが、その財源を巡り首相と大蔵省、政府と与党の足並みが乱れ解答が打ち出せなかった。

平成6年2月に財源は後回しにして6兆円減税を先行、一律20%税額控除を決定した。・・・1月から6月分は6・7月のボーナス時に、7月から12月は年末調整で還付。

説明書の作成・印刷と発送・職員の研修等多忙を極めたが、その後に度々実施された定率減税の基礎ができた時期に立ち会えたのは、貴重な経験であった。